

栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県企業立地・集積促進補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業団地等 知事の定める産業団地（別表第1）又は工業誘導地域内の土地（9,000㎡以上のものに限る。）をいう。
- (2) 工業誘導地域 県内における、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区、低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の規定による工場適地の調査に基づいて工場又は事業場の立地に相当であるとされた旨が同法第3条に規定する工場立地調査簿に記載されている団地の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する工業地域若しくは工業専用地域をいう。
- (3) 取得日 土地については、不動産登記簿の「権利部（甲区）」「原因」欄に記載される年月日をいう（賃貸借契約の場合は、契約書に記載された賃貸借の開始日をいう。）。建物については、新築の場合は不動産登記簿の「表題部」「原因及びその日付」欄に記載される年月日、承継の場合は「権利部（甲区）」「原因」欄に記載される年月日をいう。
- (4) 工場等 工場、倉庫、事務所、研究所、植物工場（施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）、データセンター（電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物をいう。）、その他これらと併せて設置する建物をいう。
- (5) 取得 土地については売買等による所有権移転又は賃貸借契約によるものをいう。工場等については新築、増築、承継取得するものをいう。
- (6) 新築 工場等を新たに建築することをいう。
- (7) 増築 工場等の床面積又は容積を増加させることをいう。
- (8) 承継取得 既設の工場等を新たに取得することをいう。
- (9) 研究開発機能 事業に関する研究、製品等の開発及び試験研究並びに試作品の製造などを行う機能をいう。

- (10) 本社機能 企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する実質的な中枢機能をいう。
- (11) 県内移転 新たに土地を求め工場等を建築し、それとほぼ同時に県内の旧工場等での操業を停止することをいう。
- (12) 流通施設 製品の保管流通を行う施設をいう。
- (13) 不動産取得税課税標準額 所管の県税事務所長が決定する不動産取得税の課税標準となるべき価格をいう。
- (14) 旧頭脳立地法 「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」(昭和 63 年法律第 32 号制定、平成 10 年 12 月 18 日法律第 152 号廃止)をいう。
- (15) 生産設備 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 4 号に規定する償却資産のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 3 号に掲げる機械及び装置をいう。
- (16) 工場跡地 従前は第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事業を行うための工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域以外の区域に存する 1,000 m²以上のものに限る。)をいう。
- (17) 製造業用地 産業団地等及び工場跡地以外の県内の 1,000 m²以上の一団の土地であり、その土地の上に取得した工場等で行う事業が製造業であるものをいう。
- (18) 物流業用地 産業団地等及び工場跡地以外の県内の 1 ha 以上の一団の土地であり、その土地の上に取得した工場等で行う事業が道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業であるものをいう。
- (19) 県内雇用者 本県に住民登録している者で、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条に規定する労働者名簿に記載された雇用者をいう。
- (20) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (21) 大企業 国のサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(以下「国サプライチェーン対策補助金」という。)において、大企業として対象となる者をいう。
- (22) 中小企業 国サプライチェーン対策補助金において、中小企業として対象となる者をいう。
- (23) 食品関連企業 専ら食品に関する業種であり、他の業種との汎用性がない者をいう。
- (24) 国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において成長が期待される 14 分野(以下「グリーン成長戦略 14 分野」という。)のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業 グリーン成長戦略 14 分野において専ら別表第 2 に該当する取組を行う者をいう。
- (25) 特定重要物資等供給事業者 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和 4 年法律第 43 号)第 9 条の規定に基づき、特定重要物

資の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）の認定を受けた者又は特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第11条の規定に基づき、特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた者をいう。

(26) 特定重要物資等支援事業者 専ら特定重要物資等供給事業者が行う当該特定重要物資等の生産等に必要不可欠な製品及び部素材等を供給する者をいう。

(27) 半導体等成長産業企業 特定重要物資等供給事業者及び特定重要物資等支援事業者のうち、半導体又は蓄電池の生産等を行う者をいう。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内の産業団地等、産業団地等以外の10ha以上の一団の土地、工場跡地、製造業用地又は物流業用地を取得した者が、その取得日から5年以内に当該土地の上に工場等を取得して事業を開始した場合における当該土地（所有権移転登記がされたものに限る。以下同じ。）、建物（保存登記又は所有権移転登記がされたものに限る。以下同じ。）及び生産設備（事業を開始した日が属する月までに取得したのものに限る。以下同じ。）の取得
- (2) 県内の土地を取得した者が、その取得日から5年以内に当該土地の上に研究開発機能又は本社機能を有する工場等を取得して事業を開始した場合における当該土地、建物及び生産設備の取得
- (3) 県内で研究開発機能又は本社機能を有する工場等を取得した者が、事業を開始した場合における当該建物及び生産設備の取得
- (4) 国サプライチェーン対策補助金を活用して、生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業若しくは生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業又は生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業（以下「サプライチェーン分散」という。）を行う場合の令和2年4月7日以降に取得した土地、建物（国サプライチェーン対策補助金の要件に合致したのものに限る。第5号及び第6号において同じ。）及び生産設備（国サプライチェーン対策補助金の要件に合致したものに限り、サプライチェーン再構築支援補助金その他の生産設備の導入に係る補助金の交付を受けたものを除く。第5号及び第6号において同じ。）の取得並びにシステムの購入
- (5) 国サプライチェーン対策補助金を活用して、一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業、感染症の拡大等に需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資の生産拠点等の整備事業又は感染症の拡大等に需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の

生産拠点の整備事業（以下「医療機器等生産」という。）を行う場合の令和2年4月7日以降に取得した土地、建物及び生産設備の取得並びにシステムの購入

- (6) 国サプライチェーン対策補助金を活用して、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が生産拠点整備に係る事業を行う場合の令和2年12月8日以降に取得した土地、建物及び生産設備の取得並びにシステムの購入

2 前項の規定にかかわらず、県内の土地若しくは工場等又は生産設備を取得した者以外の者が当該工場等において事業を開始した場合において、当該事業が交付要件を備え特に必要があると認められるときは、当該事業の用に供する土地若しくは工場等又は生産設備の取得についても補助対象事業とすることができる。

3 既に栃木県企業立地・集積促進補助金（平成18年栃木県告示第75号）、栃木県企業立地推進補助金（平成14年栃木県告示第372号）又は栃木県研究開発機能集積促進補助金（平成15年栃木県告示第361号）（以下「企業立地補助金等」という。）の交付対象となった土地又は建物を承継取得した場合であって、かつ、別表第3に該当するときは、前2項の規定は適用しない。

（交付要件）

第4条 補助対象事業は次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 工場等で行う事業等が次のいずれかに該当すること。ただし、研究開発機能又は本社機能を有する工場等の場合はア若しくはキ又はクに該当すること。

- ア 製造業
- イ 道路貨物運送業
- ウ 倉庫業
- エ こん包業
- オ 卸売業
- カ 小売業（流通施設に限る。）
- キ 植物工場
- ク 旧頭脳立地法に規定する16業種
- ケ データセンター

- (2) 工場跡地又は製造業用地を取得する場合にあつては、当該事業の開始に伴い正社員を新たに1人以上（ただし、本県内に住民登録をしている者に限る。）雇用するものであること。

- (3) 物流業用地を取得する場合にあつては、当該事業の開始に伴い県内雇用者を新たに5人以上雇用するものであること。

- (4) 県内移転の場合は、知事の定める産業団地内に延床面積3,000㎡以上の工場等を取得したものであること。

- (5) 工場等を増築する場合にあつては、当該増築に係る部分の延床面積が500㎡を超えるものであること。ただし、当該増築部分が研究開発若しくは本社業務を行う施設

である場合は、この限りではない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、当該土地及び工場等に係る不動産取得税を納期限内に納付していること。

(事前届出)

第5条 この補助金の交付を受けることを希望する者（生産設備の取得に係る補助金のみの交付を希望する者を除く。以下「補助対象者」という。）は、原則として土地の取得があった場合は土地の取得日から6月以内に、土地の取得を伴わない場合は工場等の建築に着手する前、若しくは工場等を承継取得する前に、又は国サプライチェーン対策補助金の交付決定に係る通知を受けた日から1月以内に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 届出者の概要を明らかにする書類
- (2) 工場等の概要を明らかにする書類
- (3) 研究開発機能又は本社機能の概要を明らかにする書類（該当する機能がある場合に限る。）
- (4) 工場跡地・製造業用地・物流業用地の概要を明らかにする書類（該当する場合に限る。）
- (5) 国サプライチェーン対策補助金の交付決定を受けたことを証する書類の写し（該当する場合）
- (6) 国の「2050年カーボンニュートラル」に伴うグリーン成長戦略」に該当する取組であることを明らかにする書類（該当する場合に限る。）
- (7) 特定重要物資等供給事業者であることを証する書類（該当する場合に限る。）
- (8) 特定重要物資等支援事業者であることを証する書類（該当する場合に限る。）
- (9) 土地の取得日を明らかにする登記事項証明書及び契約書の写し（土地の取得がある場合に限る。）
- (10) 商業登記事項証明書
- (11) 会社案内等事業内容を記載した書類及び決算書
- (12) 建設費の額が確認できる書類の写し（見積書・契約書等）
- (13) 土地及び建物の面積が確認できる計画図面（工場等の位置図、配置図、平面図、立面図等）
- (14) 工程表
- (15) 知事が特に必要と認める書類

2 知事は、前項に規定する事前届出書の提出があったときは、書類の審査を行い、補助対象事業に係る事前届出受理書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(補助対象事業に係る事前届出の変更)

第5条の2 補助対象者は、前条の規定により届け出した内容に変更（軽微な事項を除く。）が生じたときは、必要な書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出変更届出書（別記様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の承継)

第6条 合併、分割、相続その他の事由により、補助対象事業を承継したものは、当該事業を承継した日から1月以内に、承継を証する書類を添えて、補助対象事業承継届(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助額及び限度額)

第7条 土地の補助額は、不動産取得税課税標準額に不動産取得税率を乗じて得た額とする。ただし、生産拠点の国内回帰や自社生産への切替えなど新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る製造業(令和6年3月31日までに第5条第1項の規定により事前届出書の提出があったものに限る。)、食品関連企業、グリーン成長戦略14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業、特定重要物資等供給事業者又は特定重要物資等支援事業者の場合は、不動産取得税課税標準額に0.05を乗じて得た額とする。

2 建物の補助額は、不動産取得税課税標準額に不動産取得税率を乗じて得た額とする。ただし、生産拠点の国内回帰や自社生産への切替えなど新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産体制の見直し・強化を図る製造業(令和6年3月31日までに第5条第1項の規定により事前届出書の提出があったものに限る。)、食品関連企業であって県内に本社を置く中小企業者、グリーン成長戦略14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業、特定重要物資等供給事業者又は特定重要物資等支援事業者の場合は、不動産取得税課税標準額に0.05を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、半導体等成長産業企業の場合、土地及び建物の補助額は、それぞれの不動産取得税課税標準額の合計が600億円に達するまでは、その合計額に0.05を乗じて得た額とし、600億円を超えた額については、土地及び建物相当分にそれぞれの不動産取得税率を乗じて得た額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、法令等により不動産取得税の課税免除等の適用がある場合には、当該税額を補助額より控除するものとする。

5 生産設備の補助額は、土地の取得価格又は不動産取得税課税標準額のいずれか低い額、建物の取得価格又は不動産取得税課税標準額のいずれか低い額及び生産設備の地方税法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額が30億円を超えた場合、その超えた額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 100億円以下の額については、生産設備相当分に0.05を乗じて得た額

(2) 100億円を超えた額については、生産設備相当分に0.01を乗じて得た額

6 前項の規定にかかわらず、補助対象となる土地及び建物で事業を行う企業が食品関連企業の場合にあつては、生産設備の補助額は、生産設備の地方税法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 100億円以下の額については、生産設備相当分に0.05を乗じて得た額

(2) 100億円を超えた額については、生産設備相当分に0.01を乗じて得た額

7 補助額は「栃木県産業定着集積促進支援補助金」と併せて 30 億円（半導体等成長産業企業の場合は 70 億円）を限度とし、予算の範囲内で交付する。算出された額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助額及び限度額の特例）

第 7 条の 2 国サプライチェーン対策補助金の対象になる事業を行う場合の補助額及び限度額は、別表第 4 に定めるところによる。

（交付の申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県企業立地・集積促進補助金交付申請書	別記様式第 5 号	1	1 事業実績書	別記様式第 6 号	1	知事が別に定める日
			2 申請者の概要を明らかにする書類			
			3 工場等の概要を明らかにする書類			
			4 研究開発機能又は本社機能の概要を明らかにする書類（該当する機能がある場合）			
			5 生産設備の概要を明らかにする書類（該当する場合）			
			6 工場跡地・製造業用地・物流業用地の概要を明らかにする書類（該当する場合）			
			7 国の「2050 年カーボンニュートラル」に伴うグリーン成長戦略」に該当する取組であることを明らかにする書類（該当する場合）			
			8 国サプライチェーン対策補助金の額の確定したことを証する書類（該当する場合）			
			9 特定重要物資等供給事業			

		<p>者であることを証する書類 (該当する場合)</p> <p>10 特定重要物資等支援事業者であることを証する書類 (該当する場合)</p> <p>11 土地及び建物の不動産取得税の領収証書の写し</p> <p>12 償却資産課税台帳(明細書)の写し等生産設備の名称・数量・取得年月・課税標準額を確認できる書類及び生産設備に係るリース契約書の写し(該当する場合)</p> <p>13 県税事務所長が発行する納税証明書</p> <p>14 土地の取得日を明らかにする書類及び建物の工事請負契約書の写し</p> <p>15 土地及び建物の登記事項証明書</p> <p>16 工場等の位置図、配置図、平面図及び立面図</p> <p>17 商業登記事項証明書</p> <p>18 会社案内等事業内容を記載した書類及び決算書</p> <p>19 法人等の事務所等設置届の写し(該当する場合)</p> <p>20 知事が必要と認める書類</p>		
--	--	---	--	--

2 申請者は、土地若しくは建物の不動産取得税を納付した日又は生産設備が償却資産課税台帳に登録された日のいずれか遅い日から1年以内に交付申請をしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、栃木県企業立地・集積促進補助金交付申請書(別記様式第5号)の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、規則第5条の規定に

より交付の決定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 規則第18条の規定により申請者が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県企業立地・集積促進補助金交付請求書	別記様式第7号	1	1 交付決定通知書の写し		1	知事が別に定める日
			2 知事が必要と認める書類			

(補助金の支払方法)

第11条 この補助金の支払方法は、精算払いとする。ただし、予算を超える金額については、当該年度を含む5年以内の複数年において、分割して交付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が第1号又は第2号に該当する場合はその決定の全部、第3号に該当する場合はその決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付後、法令を遵守していないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の日から5年以内に事業を休止し、若しくは廃止し、又は事業規模を縮小したとき。

2 前項第3号に該当し、補助金の交付の決定の取り消しをする場合の補助金の返還額は、補助金の交付の決定を受けた日から、操業を休止し、若しくは廃止し、又は事業規模を縮小した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付の決定をした額を5で除して得た金額に、操業期間が5年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じて得た金額とする。

(書類の提出等)

第13条 この要領により知事に提出する書類は、栃木県産業労働観光部産業政策課に提出するものとする。

(書類の整備等)

第14条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付決定の日（分割して補助金の交付を受ける場合においては、全額を受領した日）の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要領の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から実施する。

2 この要領は、次に掲げるものに適用する。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの土地売買契約等により土地を取得し、その取得日から 5 年以内に当該土地の上に工場等を取得して操業開始した場合

(2) 平成 18 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに工事請負契約等により建築に着手した研究開発機能又は本社機能を有する工場等を取得して操業開始した場合

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 16 日から実施し、同日以降、交付の申請をする補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領の規定は、次に掲げる場合に適用し、平成 22 年 3 月 31 日以前に、土地を取得した場合又は研究開発機能若しくは本社機能を有する工場等の建築に着手した場合（土地の取得を伴わない場合に限る。）については、なお従前の例による。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日以降に土地売買契約等により土地を取得し、その取得日から 5 年以内に当該土地の上に工場等を取得して操業開始した場合

(2) 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事請負契約等により建築に着手した研究開発機能又は本社機能を有する工場等を取得して操業開始した場合

附 則

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領の規定は、次に掲げる場合に適用し、平成 23 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合又は研究開発機能若しくは本社機能を有する工場等の建築に着手した場合（土地の取得を伴わない場合に限る。）については、なお従前の例による。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日以降に土地売買契約等により土地を取得し、その取得日から 5 年以内に当該土地の上に工場等を取得して操業開始した場合

(2) 平成 23 年 4 月 1 日以降に工事請負契約等により建築に着手した研究開発機能又は本社機能を有する工場等を取得して操業開始した場合

3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に工場等の工事請負契約及び生産設備の取得に係る契約をした場合にあつては、この要領を適用する。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 6 月 30 日から実施する。

2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領第 7 条第 3 項後段の規定は、次に掲げる場合に適用する。

(1) 平成 23 年 3 月 11 日以降に土地売買契約等により土地を取得した場合

(2) 平成 23 年 3 月 11 日以降に建築に着手した研究開発機能又は本社機能を有する工場

等を取得して操業開始した場合

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領の規定は、平成 24 年 4 月 2 日以降に補助金の交付の決定を受けた場合に適用し、平成 24 年 4 月 1 日以前に補助金の交付の決定を受けた場合については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領第 3 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に工場跡地を取得した場合に適用し、平成 25 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合又は研究開発機能若しくは本社機能を有する工場等の建築に着手した場合（土地の取得を伴わない場合に限る。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に土地を取得した場合に適用し、平成 28 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合又は研究開発機能若しくは本社機能を有する工場等の建築に着手した場合（土地の取得を伴わない場合に限る。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に土地を取得した場合に適用し、平成 30 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 27 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 29 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領(以下「改正後の要領」という。)第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に土地を取得した場合に適用し、令和 3 年 3 月 31 日以前に土地を取得した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領第 3 条第 1 項第 3 号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に適用し、令和 3 年 3 月 31 日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領(以下「改正後の要領」という。)第3条第1項第1号及び第2号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和4年4月1日以降に土地を取得した場合に適用し、令和4年3月31日以前に土地を取得した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領第3条第1項第3号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和4年4月1日以降に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に適用し、令和4年3月31日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領(以下「改正後の要領」という。)第3条第1項第1号及び第2号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和6年4月1日以降に土地を取得した場合に適用し、令和6年3月31日以前に土地を取得した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領第3条第1項第3号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和6年4月1日以降に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に適用し、令和6年3月31日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 改正後の栃木県企業立地・集積促進補助金交付要領(以下「改正後の要領」という。)第3条第1項第1号及び第2号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和8年4月1日以降に土地を取得した場合に適用し、令和8年3月31日以前に土地を取得した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要領第3条第1項第3号の補助対象事業については、改正後の要領は、令和8年4月1日以降に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合に適用し、令和8年3月31日以前に工場等の建築に着手した場合又は工場等を承継取得した場合については、なお従前の例による。